

# 第3次 上尾市空家等対策計画（案）

【概要版】



上尾市

## 第1章 背景（計画P1～4）

### ◎計画策定の趣旨

使用目的のない空き家はこの20年で全国的に1.9倍となり、今後も増加が予想されています。そのことから、除却等のさらなる促進に加え、周囲に悪影響を及ぼす前の有効活用や適切な管理を総合的に強化する必要があるため、令和5年に法改正が行われました。これらの経緯を踏まえ、今の空き家対策に求められているものを反映させた施策を、総合的かつ計画的に実施するべく、新たに本計画を策定します。

### ◎計画の位置づけ

上尾市空家等対策計画は、空家等対策の推進に関する特別措置法第7条1項（以下法という）の規定に基づき、本市における空家等に関する基本的な対策を総合的かつ計画的に推進するための計画です。

### ◎計画期間

計画の期間は、令和8年度（2026年4月1日）から令和12年度（2031年3月31日）の5年間とします。

## 第2章 現状と課題（計画P5～33）

### ◎空家等の現状

- ・ 全国、埼玉県、上尾市ともに賃貸・売却用及び二次的住宅を除く空家は増加しています。（住宅・土地統計調査より）
- ・ 市内の空家等所有者・管理者に対し意向調査を令和7年8月に実施しました。
  - 所有、管理者になった経緯は、約6割が相続という回答でした。
  - 空家バンクについては、まだ約5割が「知らない」という回答でした。
  - 今後の利活用の方針では、約3割が「売却したい」という回答でした。また、利活用が進まない理由の約3割は、金銭的な問題によるものでした。
  - 除却・解体補助については、約9割が「知らない」という回答でした。
  - 賃貸・売却に関する情報や解体・修繕・維持管理にかかる業者の紹介を望む声が多数ありました。

### ◎空家等の課題解決

- ・ 増加する空家等の放置を防ぐため、所有者等の意向に合わせた多様な空家等の管理、利活用の選択肢を用意し、所有者等へ情報提供することが必要です。
- ・ 相続によって引き継いだ住宅が、そのまま手を付けずに空家等となるのを防ぐために、相続が発生する前からのアプローチが効果的です。

- ・ 空家等の状況に合わせて、市場流通、解体、リフォーム等の選択肢を、ワンストップで提供できるよう民間事業者と連携して用意することが効果的です。
- ・ 空家等になるのは、相続、金銭、家族間トラブルなどの様々な原因が考えられるため、その原因に応じた対応が有効と考えます。

## 第3章 空家等に関する対策の基本的な方針（計画 P34～36）

### ◎基本的な方針

以下の3つの方針のもとに、総合的かつ計画的に空家等対策を実施します。

- ① 市民の安全・安心を確保するための実効性のある対応
- ② 地域の活性化・まちの魅力向上に向けた流通・活用の促進
- ③ 地域住民、専門家団体、民間事業者など多様な主体との連携

### ◎対策の対象地区

本市における空家等に関する対策の対象とする地区は、上尾市内全域とします。

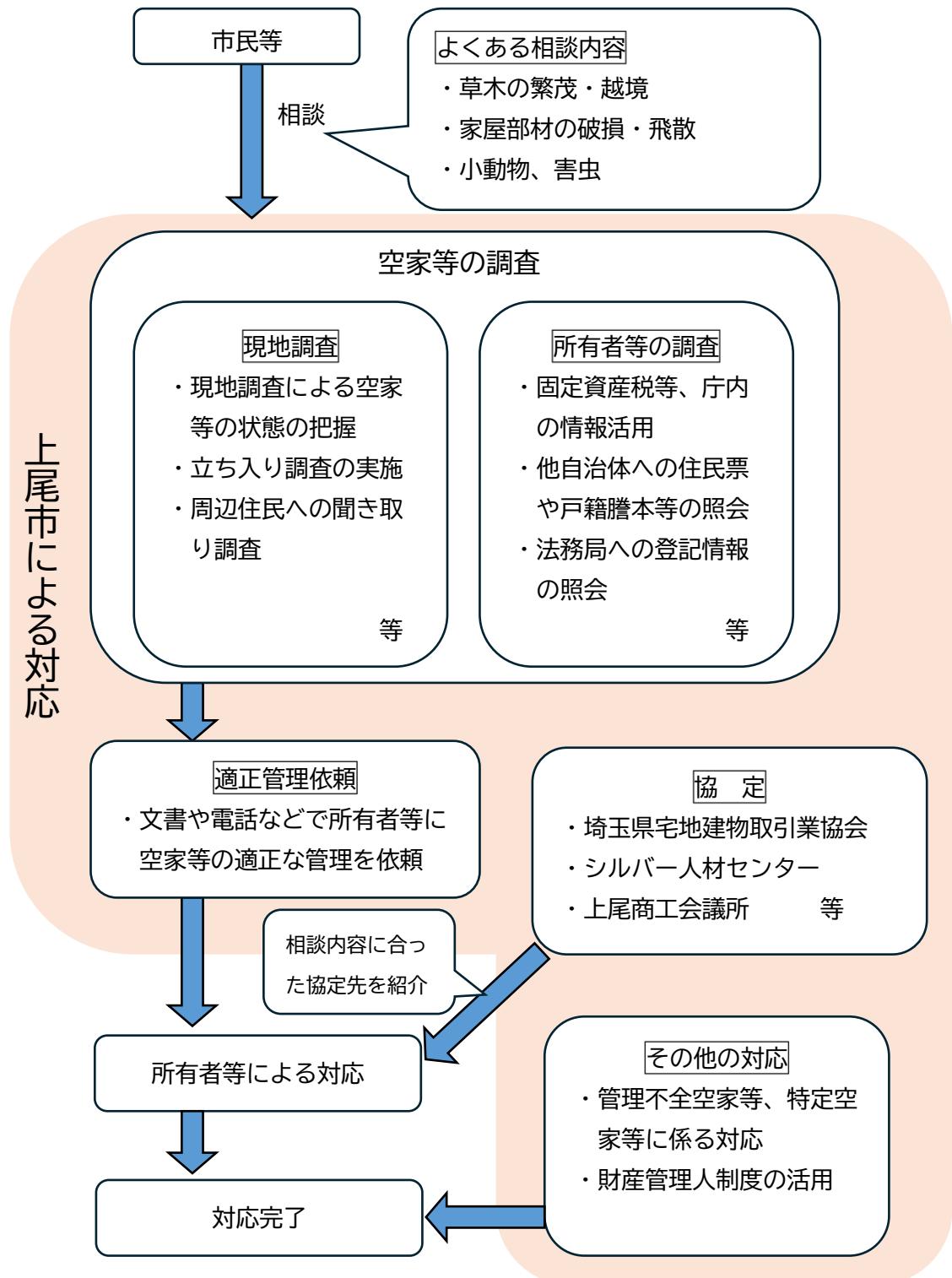
### ◎対象とする空家等の種類

本計画の主な対象とする空家等の種類は法第2条で規定される「空家等」とします。

### ◎空家等の調査

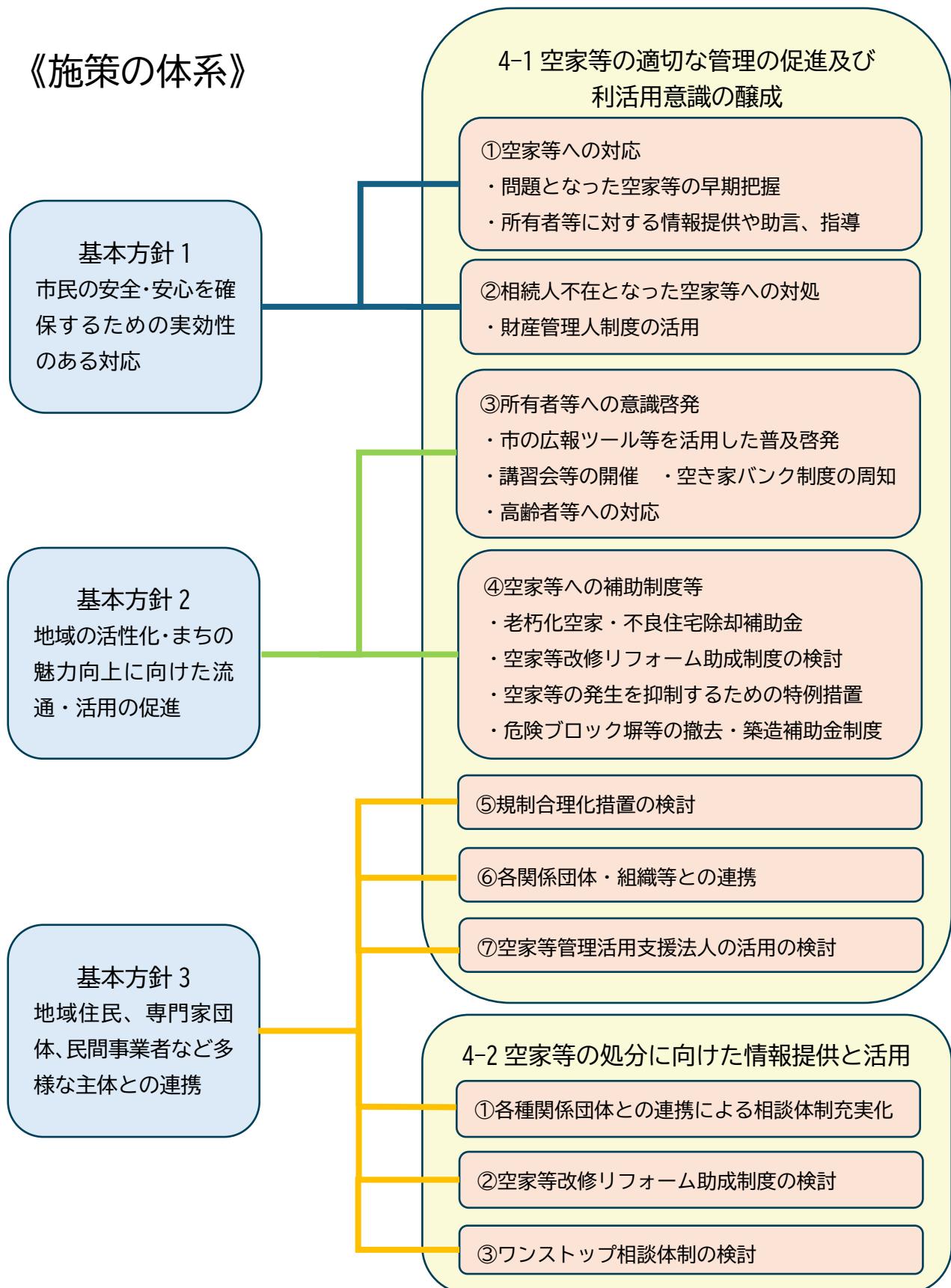
本市では実態調査を実施し、空家等に関するデータベースを整備しておりますが、今後も、家屋・土地情報の更新状況を反映させ、関係部署や、関係機関・団体等と連携しながら実態把握と情報管理に努めます。

## ◎空家等対応の流れ



## 第4章 空家等対策の具体的な対策（計画P37～42）

### 《施策の体系》

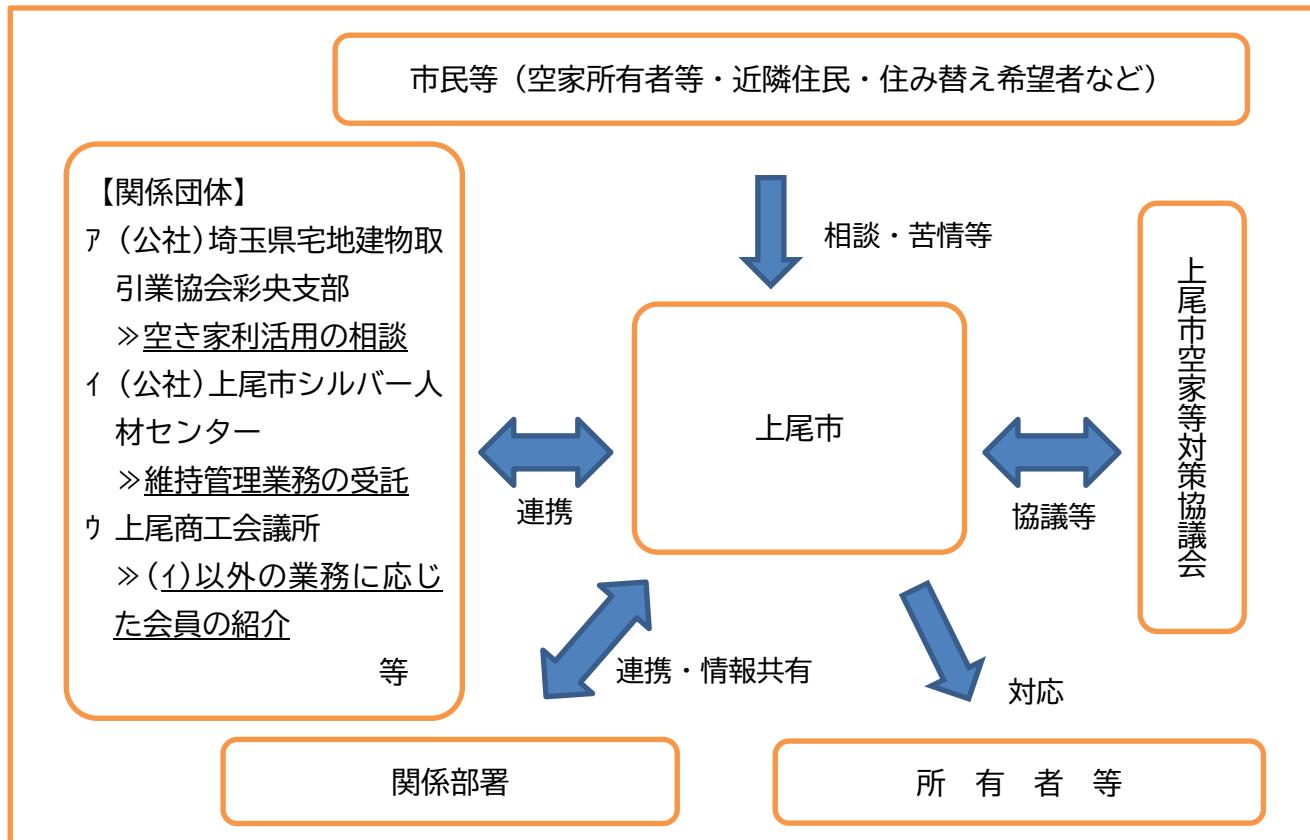


## 第5章 本計画の推進体制及び進行管理（計画 P43～45）

### ◎相談窓口と連絡体制

総合的な対策に向けて、次のとおり市内・関係団体等との連携を図り、推進していきます。

#### 【相談窓口と連絡体制】



### ◎本計画の実施に関し必要な事項及び進行管理

空家等対策計画に基づく具体的な各取り組みを検討及び策定し、実施していく際には、空家等対策協議会や関係団体との情報共有を充分に行うとともに、社会情勢の変化、法令や国の補助制度等の改正、市内における空家等の状況の変化などを踏まえ、必要に応じて計画内容の改定等を検討していきます。

第3次上尾市空家等対策計画（概要版）

令和8年3月 発行

発 行 上尾市

事務局 上尾市 市民生活部 交通防犯課